

# NII Today

National Institute of Informatics News

92  
Sep. 2021

インタビュー | プライバシーを守ること  
学術研究にデータ安全管理の視点を: 宍戸 常寿

Q&A | 改正個人情報保護法において  
アカデミアに求められること: 佐藤 一郎

座談会 | ガバナンス体制強化で競争力を  
土井 美和子氏、日置 巴美氏、佐藤 一郎

寄稿 | 学術研究分野における個人情報保護と  
外国のデータ保護法: 板倉 陽一郎

Essay | 顔見知りの町と、愛称を呼ばれるスピーカー  
岡田 仁志

特集

## 個人情報からプライバシーへ 改正個人情報保護法とプライバシーガバナンス



特集

# 個人情報からプライバシーへ 改正個人情報保護法とプライバシーガバナンス

現在、あらゆる業界でパーソナルデータの利活用が進む。アカデミアも例外ではなく、医療分野を筆頭に、さまざまな学問領域でパーソナルデータを収集・蓄積し、それらを活用・共有して、新たな知見を生み出す動きが加速している。

そうした動きのなかで世界的な課題となっているのが、パーソナルデータの利活用に伴って生じるプライバシー侵害の問題である。データの利活用と個人情報・プライバシーの保護の観点から、日本では「個人情報保護法」などが整備されているが、法の遵守だけでは十分とは言えない。すでに問題となっているように、もとは個人情報に当たらないデータであっても、提供先でのデータマッチングにより個人に紐づくデータとなり、プライバシー侵害を引き起こす恐れがある。また近年、データ漏洩はもとより、不適切なデータの保管のあり方についても、社会的に大きな問題となっている。

そこでいま、あらゆる組織に求められているのが「プライバシーガバナンス」である。これまで、学術研究機関などが学術研究目的で個人情報を取り扱う場合、現行法において各種義務の適用除外としていたが、2021年に成立した改正法において学術研究に関わる適用除外規定の見直し(精緻化)がなされた。今後、学術研究機関においてもプライバシーガバナンスの体制構築の強化は必須と言えるだろう。

本特集では、学術研究におけるプライバシー保護に焦点を当てながら、改正個人情報保護法について解説するとともに、本来、プライバシーを守るために何に留意をすべきなのか、そのためにどのようなガバナンス体制の構築が必要なのか、またこの課題に情報学および国立情報学研究所(NII)がどう貢献できるのか、考察する。



インタビュー

# プライバシーを守ること 学術研究にデータ安全管理の視点を

宍戸 常寿  
SHISHIDO George  
東京大学大学院法学政治学研究科 教授  
国立情報学研究所 客員教授

聞き手: 浅川 直輝氏  
ASAKAWA Naoki  
日経コンピュータ編集長

2021年5月、個人情報保護法の改正案が国会で可決・成立した。保護制度を官民で一元化するとともに、学術研究に関わる規定の見直しを図ったもので、個人に関わるデータを扱う研究の現場にも多大な影響を与える。情報法制に詳しい東京大学の宍戸常寿教授(NII客員教授)に、パーソナルデータの取り扱いやプライバシー保護の体制について、学術機関および研究者個人が留意すべきポイントを解説してもらった。

## プライバシーを守るとは?

—— 近年、個人情報保護法の改正が相次ぎ、非専門家にとって守るべきルールがわかりづらくなっている印象があります。そもそも「プライバシーを守る」とはということなのでしょうか。

**宍戸** かつてプライバシーとは「私生活の平穏を守ること」でした。政治

や社会、経済など公共空間での活動と、家の中でくつろいだり友人や家族と親密な関係を築いたりする私的空間での活動との間に線を引いて、私生活の平穏を守るのが古典的なプライバシーの保障だったのです。

歴史を振り返ると、科学技術の発達とともにプライバシーの概念は変化していきました。まず、19世紀末に携帯用カメラや新聞などが発達したことで、「私生活を守る」という意識が高まりま

した。20世紀になり、データ処理の技術が発達すると、政府や企業が保有する個人のデータが結合され、マッチングされる危険性があるのではないかと、という新たな懸念が生まれました。

これに対応して、ある程度公になっている情報であっても、それがみだりに使われたり、あるいはその文脈を離れて第三者に提供されたりすることはプライバシーの侵害だという考え方が広がりました。1960年代以降、欧

米において「自己情報コントロール権」あるいは「情報自己決定権」と呼ばれた考え方です。こういった新たな権利がないと、私たちが安心して自分らしく生きていくことが非常に難しくなっているという考えが、現代のプライバシー保護の議論につながっています。

近年はITの発展に伴い、企業が消費者の行動情報を大量に収集できるようになりました。企業は自らの消費やサービスに紐づけて消費者の情報を収集することで、政府よりもはるかに多くの情報を持つようになりました。複数の企業の間でデータが流通することもあります。さらに、企業の保有データに対して政府がアクセスしたり、企業と政府の間で情報を連結したりするようになると、全面的に「個人の生き方」を把握できるようになります。

### 個人情報保護法だけではプライバシーを守れない

——「データプライバシー」への関心の高まりを受け、日本では2005年に個人情報保護法が施行され、その後も2015年、2020年、2021年と改正を繰り返しています(※1)。プライバシー保護の文脈で、個人情報保護法制はどのような役割を担っているのですか。

**宍戸** 前提として、プライバシー保護と個人情報保護法制は、重なり合う部分とずれている部分があります。プライバシー保護は、個人の主観的な権利として「自らの私生活の平穏を侵害しないでほしい」「自身のデータをこうした目的で使わないでほしい」といったことを政府や企業などに求める権

利です。

一方で個人情報保護法制は、個人に関わる情報、いわゆるパーソナルデータが社会の中で流通し利活用されることに価値があることを前提として、一方で利活用によってプライバシーを含む個人の権利・利益が侵害されることがないように、大きな枠組みとしてつくられている法律です。

同法は、保有する情報の形態がいわゆる散在情報か、データベースの中で管理された個人データか、保有個人データなのかに応じて、「利用目的を特定してその範囲内で使いなさい」「第三者提供(※2)する場合には原則として本人同意を取りなさい」「本人からの開示請求に応じなさい」等の義務を定めています。情報の形態に応じて、データに関わる本人とデータを取り扱う主体の間で形式的に権限分配をしている法律だといえます。

個人情報保護法制がプライバシーを守ることにある程度機能していることは確かですが、とりわけ自己情報コントロール権の観点から見た場合、本人によるコントロールが全面的に及んでいるわけではありません。

データの内容や性質、本人に与えるダメージの大きさに応じたプライバシー保護の仕組みとしては、個人情報保護法ではなく別のルールも適用されます。例えば、医療分野であれば、医師法における「医師の守秘義務(※3)」、電気通信事業者であれば「通信の秘密(※4)」といった規律があります。

学術の分野においても、形式的に個人情報保護法を遵守して「同意を取ったから大丈夫だろう」と研究者が思っている、実はそれだけでは足りないこともあるのです。

### 学術研究に大きな影響を与える2021年改正法

—— 2021年5月に可決された改正法では、民間病院と公営病院について保護基準をそろえたり、学術分野での例外規定を見直したりといった変更がありました(図1)。

**宍戸** これまで、民間の学術機関については学問の自由を尊重する観点から、個人情報取扱事業者としての義務規定の適用を除外する、あるいは個人情報保護委員会の権限行使を差し控えるといった整理がされてきました。

それはそれで当時の立法として一定の合理性があったと私は思います。ただ現代の研究は、以前よりもデータへの依存が高まっています。研究における個人情報の取り扱いをより安全・安心なものにすることは、研究を阻害するというより、むしろ促進するものです。そこで2021年改正法では、研究目的であれば民間部門について一律適用除外だったところを、規律を適用する方向に転換しました。

これまで国立大学法人や公的研究機関には個人情報のルールがかかっていた一方、民間部門にはかかっていませんでした。2021年改正法で双方に同じルールを適用したことで、両主体の間で研究目的の個人データを流通させやすくなるわけです。ルールの違いを必要以上に気にしなくてすみますし、データを渡した先でも自組織と同じような安全管理措置が取られているはずなので安心して渡すことができるようになります。

他方、学術研究が政府に監督されるようになれば、学問の自由や大学の

自治において非常に大きな問題を起こす可能性もあります。2021年改正法ではこの点に関して慎重に配慮した結果、安全管理措置や個人の権利・利益に関わる個人データの開示請求については民間企業と同様の規律を適用する一方、利用目的の制限や個人データの提供については適用除外としたのです。学問の自由と個人データ保護のバランスを見直した形ですね。

## 安全管理体制整備など、山積する課題

—— 学術機関で最も手間がかかりそうなのが安全管理措置の体制整備でしょう。民間企業も相当に苦労しています。何から着手する必要がありますか。

**宍戸** 安全管理措置の体制整備とは、一言でいえば、データガバナンス体制の構築と実施に尽きます。それは企業や学術機関を問わず、どのような主体でも同じです。

大学や研究機関について言えば、まず自分たちがどのような研究をしているのか、その研究のためにどのようなデータを持ち、どのように使っていて、誰がアクセス可能なのか、こうした項目の棚卸しから始める必要があります。

この棚卸しをもとに、研究機関が取り扱うデータはどのような内容・性質で、データに関わる本人にとってどのようなリスクが生じるか、などを洗い出します。そのうえで、こうしたリスクを踏まえた安全管理のルールをつくります。

もちろん、個々の研究者や研究機関が手掛けるにはとんでもなく大変

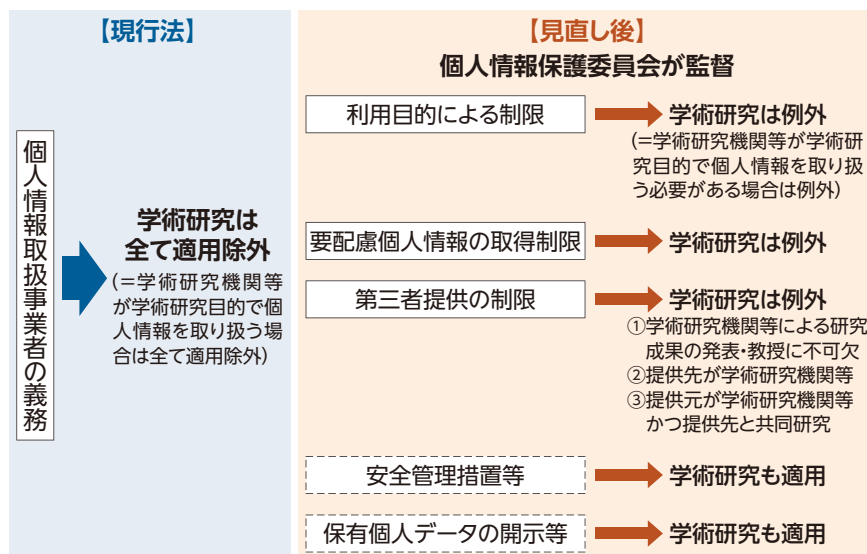


図1 学術研究に係る適用除外規定の見直し(精緻化)抜粋  
 「個人情報保護法令和2年改正及び令和3年改正案について」(2021年5月7日 個人情報保護委員会)の26頁の図を元に作成。[https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu\\_ryutsu/bio/kojin\\_iden/life\\_science/pdf/001\\_03\\_02.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/shomu_ryutsu/bio/kojin_iden/life_science/pdf/001_03_02.pdf)

な作業です。やはり学術界全体として、自主規範や、学術機関向けのガイドブック、チェックリストのようなものをつくる必要があるでしょう。

一方、こうした作業とは別に、学術界をあげて議論が必要な点が2つあります。

1つは個人データの越境移転の問題です。例えば外部からデータを受け取る、外部のサーバに保存する、外部の研究機関に取り扱いを委託するといった場合です。このデータ移転が国内で閉じていけば問題は少ないのですが、普遍的な知の創造をめざす研究活動の観点からすれば、どうしてもデータが国外に出ていくことになります。

特に研究大学は、海外の研究者を招いたり、海外から大学院生や若手の研究者を受け入れたりして一緒に研究しています。そこには、本来の狭い意味での個人データ保護を超えた、経済安全保障などの議論も含めたさまざまなリスクの問題が同時に入り込んできます。

データという観点から研究を制約するルールは、国内で閉じたものにはなり得ません。海外のルールの動向についてアンテナを張りつつ、国内のルールを整備する必要があります。その点が今回の法改正の後、学術界全体で取り組むべき課題だろうと思います。

もう1点は産学連携です。研究者は研究を通じて普遍的な知を生み出すと同時に、産学連携を通じて研究成果を新しい商品・サービスの開発に使うことがあります。さらに、その知見が個人データに関わる本人、あるいは本人の属するクラスター(集団)に何らかの形で影響する場面もあります。

2021年改正法の下では、民間の研究機関も主たる目的が学術研究であれば学術研究機関等に該当すると判断されるので、産学連携が進む現在の研究環境には配慮されています。しかしデータを提供する側から見ると、知の創造に使われる部分と、研究が深まった結果として創薬などに使われて社会に還元される部分、さらには



## 穴戸 常寿

1997年東京大学法学部卒業。東京大学大学院法学政治学研究科助手等を経て、2013年より東京大学大学院法学政治学研究科教授。内閣官房IT総合戦略本部「パーソナルデータに関する検討会」委員(2013~2014年)、内閣官房「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」構成員(2020年)などを務める。専門は憲法・情報法。『新・判例ハンドブック情報法』(編著、日本評論社、2018年)、『AIと社会と法』(共編著、有斐閣、2020年)等著作多数。

マーケティングなどになし崩し的に使われる部分などと、それぞれの使われ方によって本人の受容性が違ってくると思います。産学連携においては法が認める要件とは別に、学術機関としてルールをつくり、データの提供者や社会に説明する、といった透明性やガバナンスの確保が求められることになるでしょう。

### 産学連携と 越境移転について

—— 学術機関であっても、製品開発を目的として個人情報等を取り扱う場合は「学術研究目的」とは解されない、というのが現時点での個人情報保護委員会(※5)の解釈です。産学連携において、この点の解釈をめぐる混乱はありますか。

**穴戸** 恐らくこれから問題になってくるでしょう。これまでは、産学連携にコミットする産業界と研究者の双方で、その点に深い関心を持って詰めていくこと自体がなかったように思います。今後はそこをきっちり詰めておかないと、非常に大きな問題が起きるのではないかと考えています。

産学連携については、そもそも学術研究目的とは言えないようなデータの使い方もあれば、研究と開発が非常に近く、区別自体が難しい分野もあります。医学は後者でしょう。そう考えてみると、個々の研究分野ごとに、産業界との連携を含めたデータの取り扱いについてももう一度きちんと整理し直したほうが良いと思います。

—— 越境移転は、さらに難しい問題を含んでいます。政治家の中には「中国の国家情報法を考えると、中国へのデータ移転そのものが安全管理措置違反ではないか」とする意見もあります。一方で米中では共同研究も非常に盛んで、学術領域のデータの流通はさらに進んでいく可能性があり、国際的に通用するルールの策定が期待されています。

**穴戸** これは短期の問題と中長期の問題がありますね。まず短期の問題として、安全保障に直接的に関わるような研究をしている部門や研究室は、安全管理のルールをしっかりとつくる必要があります。

中長期の視点で言えば、学術研究の成果を世界に公表、共有して世に問う意義を、私たち研究者自身がもう一

度きちんとかみしめる必要があります。そのうえで、研究分野ごとに安全保障にかかわるルールを考え、日米欧ないし日中といった国際的な枠組みの中で政治に対応を求めていくべきでしょう。

学術研究とは、国と国の分断を超えて人類全体の発展に寄与することをめざすものです。だからデータ越境を含め、学術機関同士の連携や共同研究、人材の交流は、短期的な国際政治のハイポリティクス(重要性の高い政策領域)とは違った意味で、人類全体の平和や福祉に貢献すべきものだと思います。コロナ禍に際して世界が連携して研究を進めているあり様は、その意義を示すとともに、それがうまくいかなかった時にどのような問題が起きるかも如実に示しています。

### 今後、ルールづくりが求められる領域とNIIの役割

—— これまで個人データを扱ってきた医学や心理学以外に、今後、特に個人データの取り扱いルールの整備が求められる領域は。

**穴戸** 1つはいわゆる社会調査。例

えば政治的な調査や世論調査ですね。最近の研究では、「ある選挙区のこの年齢層のこの所得層にこういうメッセージを送れば投票行動が変わる可能性がある」といった、マイクロな分析ができるようになってきました。研究の深化でよりマイクロな分析が可能になれば、個人情報保護法制との関係でルールを見直していく必要性が出てくるだろうと思います。

もう一つは「総合的な知」をめざす研究です。特に総合大学などでは、個別の研究分野について深掘りするだけでなく、学際的・総合的な研究を通じて社会全体をトータルに理解しようとする研究が進んでいます。

例えば予防医療や健康保険の適正な運営などを研究する医療経済学などがその典型でしょう。いずれも学際的な研究分野であり、各所からさまざまな情報や知恵を集める必要があります。いわゆるコホート研究(※6)のように、予防接種の有無から生活態度まで、個人に関するあらゆるデータを集めて知見を得る試みもあります。

このように学際的な形でデータの乗り入れが進むのは、データ駆動型社会のあるべき姿とも言えます。その一方で、研究という名の下にさまざまなデータが1カ所に集まった結果、本来は匿名だったデータセットから特定の個人を識別できてしまうような事態も起こり得ます。そうしたリスクに対して、私たちはそろそろ頭の体操を始める必要があります。

—— ルール形成において情報学、またNIIに何ができるでしょうか。

**宍戸** 「データとは何か」、また「データに関する知というのはどういうものであるか」というテーマは情報学のフ

ロンティアです。情報学という学問は今、学術研究全体にとって極めて重要な役割を果たす基幹的な領域になりつつあります。

大学や研究機関の中にも情報学あるいはそれに関わる部門がそれぞれにあります。その中でもNIIは文系・理系の垣根を越えて研究者が集まっています。NIIは情報学それ自体の発展に加え、情報学を通じた我が国の学術研究全体の発展に寄与するという観点から役割を果たしていくべきだろうと思います。情報学という枠にとらわれず、研究者が集まって議論し、情報を発信するプラットフォーム、あるいはコーディネーターとしての役割を強化していくべきでしょうね。

(写真=古末 拓也)

#### 【用語解説】

※1=個人情報保護法の改正：個人情報保護法は2003年に成立したが、情報技術の進展に伴い個人情報の保護対象が拡大することを前提に、原則として3年ごとの見直し規定が設けられている。現行法(2021年9月現在)は2015年に成立し、2017年に施行。その後さ

らに、2020年と2021年に改正されている。

※2=第三者提供：事業者が保有する個人データを、その事業者以外の者に提供すること。第三者提供は、原則、本人の同意がない限りできない。

※3=医師の守秘義務：医師・患者関係において知り得た患者に関する秘密を他に漏洩してはならないという医師の義務。

※4=通信の秘密：憲法21条2項に定められた規定で、個人間の通信(信書・電話・電波・電子メールなど)の内容の秘匿を保障するもの。そのうえで、電気通信事業法4条に「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする」と定められている。

※5=個人情報保護委員会：個人情報(特定個人情報を含む)の有用性に配慮しつつ、その適正な取り扱いを確保するために、2016年に設置された独立の規制機関。個人情報の保護に関する基本方針の策定・推進、個人情報等に関する監督、認定個人情報保護団体に関する事務などを行う。

※6=コホート研究：調査の時点で、仮説として考えられる要因を持つ集団と、持たない集団を追跡し、両群の疾病の罹患率や死亡率を比較する方法。

#### インタビューからのひとこと

学術機関にも、個人データについて民間企業なみの安全管理措置が求められる——こう聞くと研究者にとってやっかいな話に聞こえる。とは言え、現状のような「一切の義務なし」のままでは、GDPRを運用するEUの研究機関などとの連携に支障をきたす恐れもあり、この見直しは必然だったと言えるだろう。一方で、米中対立をはじめ安全保障の論理によるデータ流通の制限が、国をまたいだ共同研究を妨げる懸念も強まっている。宍戸教授が語った「学術研究とは、国と国の分断を超えて人類全体の発展に寄与するもの」という言葉を胸に置きつつ、過度な制限は引き続き批判的にウォッチする必要があるだろう。

浅川 直輝 日経コンピュータ編集長

2003年東京大学大学院物理学修士修了、日経BP入社。2010年豪邦ド大学MBA修了。日経エレクトロニクス、日本経済新聞の記者を経て現職。



# 改正個人情報保護法において アカデミアに求められること

## 信頼のもとで学術研究を進めるために

佐藤 一郎 SATOH Ichiro

国立情報学研究所 情報社会相関研究系 教授  
総合研究大学院大学 複合科学研究科 教授

2015年の個人情報保護法の改正において、内閣官房「パーソナルデータに関する検討会」内に設置された技術検討ワーキンググループの主査を務めて以来、改正に関する主要作業部会のほぼすべてに関わってきた佐藤一郎教授。とくにアカデミアに大きな影響を与える2021年改正法を中心に、個人情報学術研究に利用する際に留意すべきポイントについて聞いた。

### Q1

#### 個人情報保護法の 改正のポイントは？

**A** 現行法は2015年に成立した改正法ですが、2020年と2021年に改正法が成立しており、2020年改正と2021年改正の一部が2022年4月に施行されます。2015年改正法では生体情報や一部の識別子を対象にした個人識別符号(※1)や同意なしの第三者提供のためのデータ類型である匿名加工情報(※2)、海外への越境データへの規制などが導入されました。以前は業種ごとに所管する省が決まっていたが、民間事業者は個人情報保護委員会が一元的に所管することになるなど大きな変更がありました。

2020年の改正法は、2015年改正法のマイナー変更という位置づけとなり、主に細かい部分を厳格化しています。一方で仮名加工情報(※3)とい

う、一定の加工をしたデータに関して、第三者提供をしない限りは制限を緩めるなど、新設された制度もあります。

学術機関に関わる変更としては、開示、利用停止等の請求権は不正取得等の一部の法違反だけでなく、個人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡大され、6カ月以内に消去する短期保存データも開示、利用停止等の対象となりました。この他、個人関連情報というデータ類型を導入することで、第三者提供において提供元では個人情報でないデータも、提供先において提供先が保持する個人情報と突き合わされる場合は個人情報の第三者提供と同様に扱うことが明確化されました。

### Q2

#### 2021年の 個人情報保護法の改正とは

**A** 学術分野には影響が大きい

改正です。個人情報保護法は2021年の改正法以前までは民間部門、行政機関(中央省庁)、独立行政法人(独法人)ごとに違う法律となっていました。1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化します。また、個人情報の定義も民間部門の定義に統一されます。

さて、学術分野への影響ですが、医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立病院、国公立大学、大学共同利用機関法人、研究開発法人等には、原則として私立大学や民間病院等と同等の規律が適用されることとなります。例えば国立大学法人の場合、独立行政法人個人情報保護法が適用されていましたが、今後は民間部門向けの個人情報保護法が適用されることとなります。さらに、個人情報の学術研究については、現行法において義



務などが一律に適用除外とされていましたが、それが廃止される一方で、義務ごとの例外規定等を設けることで精緻化する内容となっています。

### Q3

#### 2021年改正法における 法条例一元化の影響は？

**A** これまで民間事業者、行政機関、独法人、地方公共団体の法制度が相違していた結果、私立大学、国立大学、公立大学では個人情報の定義そのものが違うなど、組織間のデータの利用において問題となることがありました。これが一元化されることにより、例えば国立大学から私立大学へのデータ提供やその逆の場合にも、法制度の相違による障壁はほぼ解消されるはずですが、ただし、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、研究開発法人などはそれぞれの個人情報保護規定を当該法改正の施行時期となる2022年4月までに変更する必要があります。

### Q4

#### 2021年改正法における 個人情報の学術研究利用の 変更点は？

**A** 私立大学か、国公立大学かなどによって変更内容が相違します。現行法（2015年改正法）は私立大学を含む民間部門の学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としていましたが、2021年法改正により、民間部門の学術研究機関にも、安全管理措置

（改正法第23条）や本人からの開示等請求への対応が求められます。学術研究を行う独法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人（公立大学を含む）は、民間部門の学術研究機関等と同様の規律が適用されることとなりますが、開示等や匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用されます。民間部門、国公立を問わず、学術研究機関等には、前提として個人情報を利用した研究の適正な実施のための自主規範の策定・公表が求められます。

なお、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、利用目的による制限、要配慮個人情報（※4）の取得制限、個人データの第三者提供の制限などの義務はありませんが、「個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き」という条件が課せられることとなります。2021年改正に関わる内閣官房ほかの部会で、私が構成員として参加した際、学術利用において、学問の自由は尊重されるべきだが、学問のためには何をしてもいいわけではないと考え、「個人の権利利益を不当に侵害する場合を除くべき」などの条件を入れるべきだという旨の発言をしました。それに相当する条件が改正法の条文に入ったこととなります。その背景には、①学術研究分野を含めたGDPR（EUの一般データ保護規制）の十分性認定への対応をめざすために一定の制限が必要だったこと、②学術研究を理由に個人の権利利益に無頓着となることがあったこと、③パーソナルデータの利用技術が高度化していることなどがあげられます。

### Q5

#### 自主規範は どのようなものになるのか

**A** 2021年改正法では、学術研究機関等に対して、学術研究目的で行う個人情報の取り扱いについて、同法の規定を遵守するとともに、その適正を確保するために必要な措置を自ら講じること、つまり自主規範の制定と、その公表を求めています。これは学術研究機関等に対する新たな義務に見えますが、むしろ大学の自治をはじめ、学術研究機関等の自律性を鑑みて、学術研究機関等の自律的な判断を尊重するための制度となります。学術研究機関等が自主規範に則って個人情報を扱う限りはそれが尊重されることとなり、個人情報保護委員会は個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合にのみ監督権限を行使することとなります。

したがって学術研究機関等には、適切な自主規範をつくり、それを遵守することが求められます。例えば、学術研究機関等が個人情報を学術目的に利用する場合、特定された利用目的の範囲外の利用が認められるとしても、自主規範においてその範囲外に対する一定の制限や、個人の権利利益を不当に侵害しないようにする配慮が必要になるでしょう。

ここで注意すべきなのは、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合に関する解釈です。民事法の損害賠償請求の対象という狭い範囲での解釈もあり得ますが、憲法の人権に関わるものを含める解釈もあり得ま

す。自主規範をつくる側がその条件を理解して、それぞれの自主規範を策定する必要があります。

## Q6

### 自主規範さえ つくればいいのか

**A** これまで学術研究機関等は、研究倫理指針等として個人情報保護やプライバシーに関わる規範を策定してきました。しかし、規範は策定すればいいというわけではなく、遵守されなければいけません。ここで注意すべきことは、個人情報やプライバシー情報は複雑であり、個々の研究者がその研究で個人の権利利益を侵害しないか否かを判断することは困難な点です。またプライバシーについては、プライバシーとされる情報の範囲は広く、当該情報の利用をすべて回避していると学術研究はできなくなりますから、プライバシーに相当する情報は利用しつつも、その利用方法を制限することで、プライバシー侵害を低減することなどが求められます。

自主規範は研究を阻害することがありますが、研究機関は研究することが目的であり、規範よりも研究を優先してしまいがちです。このため、自主規範だけでは十分とはいえ、学術研究機関等が個々の活動が規範を守っているかどうかを監視・監督するため、組織ガバナンスを含めた仕組みもセットで整備しなければ立ち行かない時代になってきています。ただ、自主規範を遵守するためのガバナンスまで構築している学術研究機関等は少ないのが現状です。

## Q7

### 個人情報の学術利用に関して 留意すべきことは？

**A** 個人情報の学術利用において一部の義務が緩和されているのは、国民が学術研究機関を信頼し、データ利用が社会の役に立つことを期待してくれているという背景があります。その信頼や期待を少しでも裏切れば、その緩和もなくなってしまうかもしれません。学術研究者一人ひとりがそ

の背景を理解して、適切なデータ利用を行うべきなのです。

なお、改正法による個人情報の学術利用については、『ビッグデータが拓く医療AI』（新刊本・本誌19頁参照）で詳しく解説しています。

#### 【用語解説】

※1=個人識別符号：指紋や掌紋、DNA、顔、指静脈、歩容、声紋など、特定の個人の身体の一部の特徴をデジタル変換した符号と、マイナンバーやパスポート、医療保険、年金、運転免許証など、本人確認のために用いられる識別子のうち、政令で定められたもの。

※2=匿名加工情報：法令に基づく加工基準により、特定の個人を識別することができる記述や個人識別符号などを削除することで、誰に関する情報なのかわからないように加工した情報のこと。利用目的の特定や本人の同意を得ることなく、自由に活用することができる。

※3=仮名加工情報：法令に基づく加工基準により、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報。あくまでも組織内部でデータを分析することを条件にしていて、第三者提供はできない。

※4=要配慮個人情報：個人に対する不当な差別または偏見、その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要する記述のこと。人種や信条、社会的身分、犯罪の経歴、犯罪被害を受けた事実、病歴などが含まれる。

佐藤 一郎

### 個人情報保護法との関わり

佐藤一郎教授は、システムソフトウェアが専門だが、2015年の個人情報保護法の改正の際に内閣官房の作業部会の構成員および主査として改正作業に関わった。その後も行政機関や独立行政法人の個人情報保護法改正などの主要な作業部会や、2021年改正に関与。「主要な作業部会のほぼすべてに関わったのは、法学者を含めて当方だけです。貴重な体験をさせていただいたと認識するとともに、責任の重さを感じています」と語る。なお、佐藤教授が法改正にどのように関わったかは、若江雅子（読売新聞編集委員）著『膨張GAFAsとの闘い——デジタル敗戦 霞が関は何をしたのか』（中央公論新社）にその一部が紹介されている。



# ガバナンス体制強化で競争力を 「企業のプライバシーガバナンスガイドブック」に学ぶ



土井 美和子氏  
DOI Miwako

情報通信研究機構(NICT)監事/  
東北大学 理事/奈良先端科学  
技術大学院大学 理事



日置 巴美氏  
HIOKI Tomomi

弁護士 三浦法律事務所/  
情報ネットワーク法学会 監事



佐藤 一郎  
SATOHI Ichiro

国立情報学研究所 情報社会相  
関研究系 教授/総合研究大学  
院大学 複合科学研究科 教授



聞き手:村山 恵一氏  
MURAYAMA Keiichi

日本経済新聞社 コメンテーター

社会や経済の革新に向け、データ活用の重要性が高まるなか、担い手となる企業や研究機関にプライバシーガバナンスの体制づくりを求める動きが出てきた。国立情報学研究所(NII)の佐藤一郎教授を座長とする、経済産業省・総務省のIoT推進コンソーシアム データ流通促進WG「企業のプライバシーガバナンスモデル検討会」がガイドブックを作成し、まず産業界に対応を促している。プライバシーガバナンスをどう理解し、いかに取り組めばいいのだろうか。

## プライバシーガバナンスが 必要とされる理由

—— なぜいまプライバシーガバナンスが必要なのでしょう。

**佐藤** 企業がビジネスで活用するデータには、プライバシーに関わる情報もたくさん含まれています。個人情報保護法はプライバシーを間接的に保護するものであり、日本の個人情報保護法は世界の水準と比べると緩い。例えば欧州のGDPR(一般データ保護規則)や米国カリフォルニア州の法制度などと比べると、保護する情報の範囲が狭いのです。海外ではホームページを訪問したユーザーの接続情報が一時的に格納される仕組みであるクッキー(Cookie)をはじめ、さまざまな種類のパーソナルデータ(※1)

を保護しますが、日本では限定的です。個人情報保護法だけではなく、それに上乗せする形で何をすべきか企業は考えなければいけない時代になっています。一方、企業にとってデータの利活用はビジネスに直結するため、放っておくとプライバシー情報をどんどん使う方向に行きかねず、歯止めをかける仕組みが求められます。

その仕組みとして検討会が提示したのが、「プライバシーガバナンスガイドブック(※2)」です。これには、プライバシーを含むデータをどのように保護して利活用するか指針を示し、そのための体制を築いてほしいという意図があります。企業のなかにプライバシーに関わるデータの責任者を置き、人的、予算的なりソースを割くことを求めています。社内の視点だけでは不十分なため第三者委員会を設けたり、

社会とコミュニケーションを取る体制を築いたりしてほしいと考えています。

ただし、小さい企業でも導入しやすい最小限のセットを提供しました。社員の情報以外の個人情報を持っていない企業もたくさんあり、そうした企業も導入しやすい内容です。各企業の実状に合わせて実践してもらえばいいと思います。

## 「企業のプライバシーガバナンスガイドブック」の役割

—— データの利活用がプライバシー保護の観点からどこまで許されるか、企業が悩んでいるような状況はありますか。

**土井** データを活用して利益を出そうという企業と、そうでない企業との間にはギャップがあると思います。前

者の場合、国内ルールだけではなく、GDPRのような海外の仕組みにも対応しなければなりません。データの適切な保存やクラウドの利用の仕方なども考える必要があります。悩みは多いのではないのでしょうか。

コーポレートガバナンスや個人情報の保護など対応すべきことが次から次へと登場し、多くの企業はついていくのがやっとの状態かもしれません。プライバシーガバナンスについてもガイドブックが出たからといって、どれくらいの企業がそれに追従できるか、厳しい面があるでしょう。人的リソースのある大企業は信頼維持への意識があると思いますが、一方で、規模の小さい企業では、そもそも活用可能なデータが自社にあるのかどうかという認識も不十分かもしれません。そういう基本から考える必要があります。

本来、リスクマネジメントとは、経営として生じ得る問題を「先読み」して備えることです。ところが日本では企業でも大学でも、何か事が起きたら後始末をするという「後追い」のリスクマネジメントになっています。大事なのはリスクマップをつくり、先読みのリスクマネジメントをすること。プライバシーガバナンスでも、ガイドブックに沿って対応することが企業経営のプラスになることを、企業に認識してもらうことが重要だと思います。

——「経営にプラス」という視点はガ

イドブックに反映されていますか。

**日置** プライバシーガバナンスの取り組みは決してコストではなく、企業を強化するもの、競争力を高めるものというところまで持っていきたいという思いがあります。トラスト(信頼)がない企業は、顧客から製品やサービスを選んでもらえず、取引先からは協業相手に選んでもらえないといった考え方で、スタートアップ企業の場合は、資金調達の可否に影響すると思います。

企業における内部統制の議論では、情報セキュリティが対象であり、プライバシーは後手に回りがちです。「対応しなければ役員などが責任を問われますよ」と、ネガティブなキャンペーンをすることは可能ですが、それでは前向きなインセンティブになりません。今回のガイドブックは、企業価値を高めることを意図した内容になっています。

### リスクの「回避」より、「低減」や「受容」を

—— 法令遵守だけでは足りず、より大きな枠組みが必要だということですか。

**佐藤** 個人情報は範囲が決まっています、法令通りに対応すればいいけれど、プライバシーは主観によるところが大きく、範囲も広く曖昧になります。各企業が抱えるプライバシーに関わる情報がどんなものかを考えて、どう

利用すべきか判断しなければなりません。プライバシーが個人情報と決定的に違うのは、事業者が独自に判断しないといけない範囲が格段に広いこと。そこをきちんと考える仕組みとしてプライバシーガバナンスを実践してほしいと思っています。

ガイドブックでは、プライバシーリスクに注目し、対策をとるよう求めています。リスクというと、日本の企業は「回避」や「転換」を志向しがちですが、海外の企業は、データ利用のやり方でリスクを「低減」したり、消費者とのコミュニケーションを十分にとることで既存のビジネスのまま消費者の理解を得る、つまり「受容」という方法を用います。日本の企業の志向が、ビジネスで海外企業に後れをとる遠因といえます。結果、データの利用を諦めたり、新型コロナウイルス対策では、研究のためにプライバシーに関する情報を制限なく利用すべきと主張するなど、トレードオフの考え方に陥りがちです。実際にはデータ利活用と保護を両立できる面もあるし、両立する方法を考えるのが研究者の務めでしょう。プライバシーガバナンスはその一助になるはずですが。

**日置** 以前は法令遵守や炎上リスクへの対応が企業の関心事だったように思いますが、データの利活用が進み、DX(デジタルトランスフォーメーション)が社会のトレンドになるなかで、企業の関心が自社のトラストや消



土井 美和子

ヒューマンインタフェースを専門分野とし、日本語ワープロ、機械翻訳、VR、ジェスチャインタフェース、道案内サービス、ウェアラブルコンピュータ、ネットワークロボットなどの研究開発に従事。現在、情報通信研究機構監事、東北大学理事、奈良先端科学技術大学院大学理事、大阪大学招へい教授、東京農工大学客員教授、大阪芸術大学客員教授などを務める。



日置 巴美

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室等にて、平成27年個人情報保護法改正の立案等を担当。現在は、弁護士としてデータに関連するビジネス、規制に関わるプラクティスに携わる。また、東京大学未来ビジョン研究センターの연구원としてデータガバナンス研究ユニットに関与している。経済産業省・総務省 IoT推進コンソーシアム データ流通促進WG 企業のプライバシーガバナンスモデル検討会 委員。

費者の評価へと拡大してきました。ガバナンス体制の強化はトラストの醸成に欠かせない要素です。問題が起きたとき、法務部門だけで解決できるとは限りませんし、事業部門が進める案件について法務部門がまったく知らず、それが社会で問題になることもあります。より広い視野を持てるプライバシーガバナンスへと関心が移ってきているように感じます。

### 指標化により企業価値を高めるツールへ

—— 取り組みを加速する上でヒントはありますか。

**土井** かつて環境問題というと、排ガスや二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)に直接関係する企業だけのものと捉えられていましたが、現在はカーボンニュートラルの達成を目標に、それはより多くの企業に関わるテーマになっています。ここで重要なのは「うちの会社では、ここまでやればカーボンニュートラルになる」というように、ある程度定量的な目標、KPI(重要業績評価指標)にできることです。例えば「蛍光灯をLEDに替えたらCO<sub>2</sub>がいくら減る」といった計算式を与えることができる。そういうレベルになれば、経営として立ち向かわなければならないものとなります。

プライバシーガバナンスも同様に、データをどう扱えばいいかKPIのように指標化できれば、取り組みやすいのではないのでしょうか。そうすれば、皆が自分たちが持つデータの取り扱い方について前向きに考えるはずで

す。経済安全保障の議論を背景に、従来は“良し”とされていた海外のクラウドを使ったデータ保存が許されなくな

るといったことが起きています。過去につくったリスクマップでは対応できない状況です。例えば、コンサルティング会社がセキュリティと併せてプライバシーガバナンスを支援するという発想があってもいい。これは企業価値を高めるツールになると思います。環境分野のように、プライバシーもコンサル会社のビジネスになるような形になると、インセンティブが働きます。それができそうな会社を集めて研究してはどうでしょうか。

### 学術研究機関とプライバシーガバナンス

—— 学術研究機関や大学でもプライバシーガバナンスの考え方は重要ですね。

**佐藤** かつてプライバシーに関わる情報を扱う研究は医学など一部の領域でした。しかし最近は情報学や社会学でもセンサーで人の動きを調べるなど、プライバシーや人に関わる情報を直接扱う場面が増えています。アカデミア全体としてプライバシーに関するさまざまな情報を使うようになって

います。2021年の個人情報保護法の改正によって、個人情報の学術利用に関するルールがかなり変更されました。学術研究機関は自主規定を策定して公表することを求められ、学術利用でも個人の権利や利益を不当に侵害しないことが条件として課せられます。日本では、多くの研究機関が個人情報保護規定や倫理的な指針をつくり、基本的には研究を始める前に審査しますが、その審査で一度承認を得た後、研究の実施については監視が不十分

でした。今後は企業と同様に、学術研究機関も自主規定や倫理指針がしっかり守られる体制をつくらなければなりません。ガイドブックは学術機関も使えるものとなっているはずで

### アカデミアでの体制構築における課題

—— ガバナンスの構築に向けて何らかの機運は見られますか。

**土井** 情報通信研究機構では、弁護士や専門家に入っただきパーソナルデータの取り扱いに関する委員会を設置し、取り組む研究について毎回、意見をもらっています。そういう動きはあるものの、大学はまだ追いついていないでしょう。運営費交付金が減少するなかで、人的リソースの配分を含めて対応は容易ではありません。大きな大学となれば部門ごとの独自性が強く、トップダウンで物事を進めにくい事情もあります。これまでは学術利用ならデータ活用の自由度が高かった。そうした状況が変わってきていることへの再教育も十分になされていないのではないのでしょうか。

**佐藤** データを使い成果を生み出している研究者の立場から言えば、データ利用への制約は研究活動の阻害と同じです。「学問の自由を侵すのか」という声も聞こえてきます。しかし、学術研究におけるデータの自由な利用は、国民の皆さんの学術への期待に支えられてます。つまり、世の中に役立つ研究のためならデータ活用を認める、ということです。研究者が人々のデータを適切に扱わなかったり、データ活用を自らの権利のように考えたら、国民の信頼を失い、研究活動はできな

くなります。研究者は自らを律することが大切でしょう。

NIIの研究倫理審査を6年間ほど担当していましたが、個人情報保護法や倫理的な観点からデータの取得・利用を制限することには強い反発があり、恨まれました。研究者が他の研究者のデータの取り扱いを審査する体制には限界もあります。NIIの研究倫理審査は丁寧に実施しており、問題があれば実行を認めませんが、今後データの利活用が増える状況を考えると、相応のコストと手間を割いて組織としてプライバシーガバナンスを構築する必要があるだろうと思っています。

**日置** 大学は全学一律でのコントロールは行いにくく、問題への対応は学部ごと、セクションごとになりがちです。医学部のなかでも、医学の進展のためになぜデータ活用ができないのかという主張から、プライバシーを重視する主張までいろいろあって、個人による温度差があります。そうした状況下でのリスクマネジメントには困難が伴います。

さらに国際的な動向にも目を配る必要があります。世界の研究機関が協力してデータベースをつくるとき、日本だけがアクセスできないというのでは困ります。プライバシーに対する考え方が他国と違っていれば「そのデータは集め方が悪く、使えない」などと指摘される可能性があります。日本だけのプライバシー水準でいいのかという問題です。

### 意識改革に必要なのは、 仕組みとビジネス利用

—— 研究機関、大学の意識をどう変えていけばいいでしょうか。

**佐藤** 大学、研究機関にプライバシーガバナンスに取り組むよう求めても、自分たちの研究を制限することは拒絶されてしまいます。ですから、研究の予算を出す側が一定の制約をかける方法があってもいい。かつて世界的なゲノム研究の際、研究予算の数%を倫理やデータ保護に使うことにした例もあります。企業がプライバシーガバナンスを取り入れ、共同研究の時に大学にも対応を呼びかけることも考えられます。国民から不信感を持たれる前に行動しなければなりません。

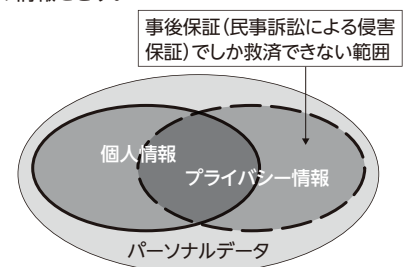
**土井** 学術だけに閉じず、ビジネスでの活用も踏まえてトラストを高めるというアプローチがあります。大学が持っているデータを生かして企業がビジネスに成功した場合、その前提となっているプライバシーポリシーがあるはず。そういうベストプラクティスが出てくれば、皆で共有できると思います。データ提供者、研究者、産業界のすべてにプラスになるような「三方よし」のモデルが1つできれば、いいきっかけになります。

**日置** プライバシーリスクに注意しながら企業にデータベースを提供す

などの社会実装をめざす大阪大学の例(※3)もあります。データ活用の分野では、研究開発と社会実装が密接につながっています。最終的なビジネス利用を展望した上で研究機関としてプライバシーガバナンスに取り組む。それが1つの切り口だと思います。

#### 【用語解説】

※1=パーソナルデータ: 個人の属性情報、移動・行動・購買履歴、ウェアラブル機器から収集された個人情報を含む。また、現行の改正個人情報保護法で設けられた匿名加工情報を踏まえ、特定の個人を識別できないように加工された人流情報、商品情報等も含まれる。個人情報に加え、個人情報との境界が曖昧なものも含めて、個人との関係性が見いだされる広範囲の情報をさす。



※2=プライバシーガバナンスガイドブック: DX時代における企業のプライバシーガバナンスガイドブック ver1.0  
<https://www.meti.go.jp/press/2020/08/20200828012/20200828012-1.pdf>

※3=ライフデザイン・イノベーション研究拠点: <https://www.ids.osaka-u.ac.jp/ildi/>

#### インタビューからのひとこと

ネット広告での個人データ利用にブレーキがかかるなど、データ社会はいま転機を迎えている。この座談会からもわかる通り、一筋縄ではいかない面があるが、信頼できる企業や研究機関にデータが集まり、そこから価値が創出される姿こそが健全だろう。ガバナンスに本気で取り組む組織が正當に評価される仕組みの構築が、競争力と活気がある社会の条件になる。

村山 恵一 日本経済新聞社 コメンテーター

1992年東北大学法学部卒、日本経済新聞社入社。産業界でIT・電機、自動車、医療などを取材。ハーバード大学留学、シリコンバレー支局を経て2012年編集委員。15年論説委員兼務。17年から現職。担当はIT、スタートアップ。近著に『STARTUP 起業家のリアル』など。



# 学術研究分野における 個人情報保護と外国のデータ保護法

板倉 陽一郎

ITAKURA Yoichiro

弁護士 ひかり総合法律事務所／国立情報学研究所 客員教授

## 1 はじめに

学術研究分野における個人情報保護は、それ自体学術研究機関が頭を悩ます問題であり、特に、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号、以下、「個人情報保護法」という)の2020年改正(※1)および2021年改正(※2)が直撃する公的分野の研究機関は、その対応準備に追われている時期であろう。さらに、学術研究機関は国際的な活動も多く、COVID-19(新型コロナウイルス感染症)の流行下において、物理的な移動は減少しているものの、オンラインでの活動は活発であり、むしろ、より外国とのデータのやり取りが増えたということもあり得よう。

本稿では、学術研究分野における個人情報保護の課題のうち、特に海外のデータ保護法との関係で気を付けるべき点をごくかいつまんで解説する(※3)。

## 2 外国のデータ保護法について気を付けるべき場面

### 1 総論

学術研究分野に限らず、外国の

データ保護法について気を付けるべき場面は、大きく分けて2つである。1つは、当該外国のデータ保護法が、当該外国に所在していない(日本に所在している場合を含む)学術研究機関に適用される場面(域外適用)である。もう1つは、当該外国から、当該外国以外の国または地域(日本を含む)に所在する学術研究機関にデータを移転する場合である(越境データ移転)。なお、外国のデータ保護法は無数にあり、どれを意識すべきかについてもお困りであろう。

基本的には、やり取りがある国のデータ保護法に気を付けるべき点は当然であるが、1つあげるのであれば、欧州の一般データ保護規則(GDPR)(※4)であろう。GDPRは多額の制裁金で知られており、学術研究機関への適用例もあるほか(※5)、これを範とした外国法も多い(スイス法、タイ法など)。米国のデータ保護法も気になるところであると思うが、米国は連邦レベルでは包括的なデータ保護法を有さない(※6)。州レベルでは、カリフォルニア州消費者プライバシー法(CCPA)(※7)などが著名であり、CCPAと類似する他の州法も立法が相次ぐが、国際的な適用はあまり聞かれない。以下では、GDPRを例として、域外適用と越境データ移転について留意点を述べ

よう。

### 2-1 域外適用

GDPR3条2項(a)および(b)は、EU域内に拠点のない管理者または処理者にGDPRが適用される場面として、EU域内のデータ主体(個人データの本人)に対する物品またはサービスの提供((a)、有償無償を問わない)と、データ主体の行動がEU域内で行われる場合の行動の監視((b))を挙げる。いずれも、EU域内のデータ主体を標的にしているかどうかの問題となり、「標的基準」と称される。

例えば、学術研究機関が、ドイツ国内の学生に対し、ドイツ語で、留学説明会をオンラインで開催する場合は、(a)に該当し、当該説明会のために収集した学生の個人データについては、GDPRに従って取り扱う必要がある。(a)の適用の有無はサービスの提供のみでなくそのような意図があるかどうかで判断されるため、全世界的に英語で開催されるような場合には適用はないが、EUの特定の国を「標的」にすると適用が生じるということになる。また、日本からアプリを配布し、EUの被験者の位置情報や健康情報を継続的に取得する実験をする場合は、行動の監視((b))に該当する。

GDPRが域外適用されると、当該個

人データに関しては、日本でも著名な消去権（忘れられる権利）やデータポータビリティの権利といった特有の権利行使を含む、GDPR上のすべての義務に対応しなければならないほか、EU域内への代理人設置義務なども生じる。

## 2-2 例外規定はあるか

GDPRが適用されるとしても、学術研究に関する何らかの例外規定はないか、というのは気になるであろう。日本の個人情報保護法でも、学術研究機関が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、義務規定は適用されず、学問の自由に配慮されている（2021年改正ではより規定が精緻化される）。GDPRでは、学術研究に関する例外規定として、2つの条文が用意されている。

1つは85条（取扱いと表現の自由及び情報伝達の自由）であり、1項で「加盟国は、法律によって、本規則による個人データ保護の権利と、報道の目的のための取扱い、及び、学術上、芸術上又は文学上の表現の目的のための取扱いを含め、表現の自由及び情報伝達の自由の権利との調和を保つ。」とし、具体的には、第2項で、「報道の目的、又は、学術上の表現、芸術上の表現又は文学上の表現の目的のために行われる取扱いに関し、加盟国は、個人データの保護の権利と表現の自由及び情報伝達の自由との調和を保つ必要がある場合、第2章（基本原則）、第3章（データ主体の権利）、第4章（管理者及び処理者）、第5章（第三国及び国際機関への個人データの移転）、第6章（独立監督機関）、第7章（協力と一貫性）及び第9章（特別の

データ取扱いの状況）の例外又は特例を定める。」とする。ここでは、加盟国は、学術上の表現の自由とGDPRとの調整のため、例外規定または特例規定を定め「なければならない」。

もう1つは89条（公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いと関連する保護措置及び特例）であり、1項で「公共の利益における保管の目的、科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的のための取扱いは、本規則に従い、データ主体の権利及び自由のための適切な保護措置に服する。それらの保護措置は、とりわけ、データの最小化の原則に対する尊重を確保するため、技術的及び組織的な措置を設けることを確保する。それらの措置は、それらの目的がそのような態様で充足されうる限り、仮名化を含むことができる。データ主体の識別を許容しない又は許容することのない別の目的による取扱いによってそれらの目的が充足されうる場合、それらの目的は、その態様によって充足される。」とし、具体的には2項で「個人データが科学調査若しくは歴史調査の目的又は統計の目的で取扱われる場合、EU法又は加盟国の国内法は、そのような権利が、個別具体的な目的を達成できないようにしてしまうおそれがある場合、又は、その達成を深刻に阻害するおそれがある場合であり、かつ、そのような特例がそれらの目的を果たすために必要である場合に限り、本条第1項に規定する条件及び保護措置に従い、第15条、第16条、第18条及び第21条に規定する権利の特例を定めることができる。」とする。EU又は加盟国は、「科学調査若し

くは歴史調査の目的又は統計の目的で取扱われる場合」に、GDPR上のデータ主体の権利に関する条項の特例を定めることが「できる」。

このように、学術研究の発表等、学術上の表現の自由に関する個人データの処理については、加盟国が必要に例外規定を設けることになり、表現行為を伴わなくても、科学調査もしくは歴史調査の目的、または統計の目的のための個人データの処理については、EUまたは加盟国により、GDPR上のデータ主体の権利に関する条項の例外規定が設けられていることがある。そして、具体的には、加盟国における学術上の表現の自由に関する例外規定や、科学調査等の目的のための例外規定を調査し、それが域外適用されるかを確認しなければならない。

例えば、アイルランドデータ保護法（※8）43条1項は、学術上の表現の自由についての適用除外の要件として、「民主主義社会における表現および情報の自由の権利の重要性に鑑み、当該規定を遵守することが当該目的と両立しない場合」としており、具体的な比較考量が必要である。また、同44条は、科学調査もしくは歴史調査の目的または統計の目的のための個人データの処理についてGDPRに定める条項の適用除外を認めるが、「データ主体の識別を許可しない、またはもはや許可しない処理によって達成できる場合、かかる目的のための情報の処理は、当該方法で達成されるものとする。」としており（3項）、匿名化を行っても目的が達せられる場合にはこれを義務付けるという要件を加えている。

以上みてきたように、学術研究機関



にGDPRが域外適用される場合にも、学術研究に関する例外規定を期待しても良いが、その内容については加盟国法まで確認する必要がある。しかも、当該加盟国法の解釈の下での比較衡量となると、なかなかリスクを取り切れない場合もあるであろう(※9)。

### 3 越境データ移転

域外適用は日本から外国にアプローチするような場合に問題となることが多いが、越境データ移転は、外国から日本へのデータ移転の際に問題となる。GDPRは、個人データの処理と越境移転を原則禁止し、いずれも適法化事由(同意等)が必要という体系を採用している。GDPRにおける越境移転の原則的な適法化事由が、充分性認定であり、これは、十分なレベルの保護措置を備えた国または地域について、一括して越境移転を許すものである。

日本はEUから充分性認定を得ているが、その範囲は個人情報保護法の適用範囲に限られている。個人情報保護法が適用除外となっている、私立大学の研究活動や、そもそも現時点では個人情報保護法が適用されない(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)が適用される)国立大学法人、国立研究開発法人、NIIが属する大学共同利用機関法人などは、充分性認定を理由とする移転が行えない。この点は、個人情報保護法2021年改正により解消されることが期待されているが、2021年改正が2022年春に施行されるまでは、EUが認定したひな型である標準契約約款(SCC)を用いるか、反復継続的な移転には推奨

されないが、越境移転の同意を得るなどしてしのぐほかない。

越境データ移転についてどのような根拠で行うかは、EU側のカウンターパートが決めることであるが、適切な適法化事由が存在しなければ、受領側の日本の学術研究機関の違法性も生じかねないため、共同研究契約等の検討のなかで聴取しておく必要がある。

また、GDPRには存在しないが、中国、ロシア、ベトナムなど、非民主的なデータ保護法制やサイバーセキュリティ法制を有する国では、当該国民のデータ等について、当該国内での保存義務が存在する場合がある(データローカライゼーション規制)。これは一般的に除外事由が狭く、越境データ移転の規制よりもさらに厄介である(両方の規制がある国もある)。当該国の学術研究機関との共同研究等の際には気を付ける必要がある。

#### 【用語解説】

※1=個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号)による改正。いわゆる3年ごと見直しに基づく初の改正。

※2=デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)による改正。個人情報保護制度の官民一元化、学術研究機関への適用法制の変更(原則として個人情報取扱事業者の義務の適用)、学術目的例外の精緻化等を含む。

※3=詳細は、国立大学法人政策研究大学院大学(令和2年度文部科学省委託業務)「国立

研究開発法人及び国立大学法人等が研究目的により国内外の個人データを取り扱う場合の動向及び今後の課題等に関する調査分析報告書」(令和3年3月)を参照されたい。

※4=GDPR:Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Data Protection Regulation).なお、本文中のGDPRの訳文は個人情報保護委員会による仮訳による。

※5=ポーランドのデータ保護機関が、データ侵害通知違反(漏えいについての報告義務違反)で大学に制裁金を課した例。[https://edpb.europa.eu/news/national-news/2021/polish-dpa-university-fined-lack-data-breach-notifications\\_en](https://edpb.europa.eu/news/national-news/2021/polish-dpa-university-fined-lack-data-breach-notifications_en)。

※6=米国の連邦レベルでのデータ保護法の詳細は、クリス・フーフナグル著・宮下紘他訳『アメリカプライバシー法 連邦取引委員会の法と政策』(勁草書房、2018年)参照。

※7=CCPA:California Consumer Privacy Act of 2018.

※8=アイルランドデータ保護法:Data Protection Act 2018(Number 7 of 2018).

※9=より詳細には前掲注3・報告書、板倉陽一郎・寺田麻佑「欧州一般データ保護規則(GDPR)における学術目的例外規定の分析」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP)2019-EIP-84巻6号1頁、板倉陽一郎・寺田麻佑「欧州一般データ保護規則(GDPR)における各国実施法の学術研究除外についての動向」情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤(EIP)2018-EIP-80巻7号1頁、第3回個人情報保護制度の見直しに関する検討会(令和2年6月16日)【資料1】生貝直人「欧州データ保護法における学術・研究目的適用除外」(2020年6月16日)を参照されたい。



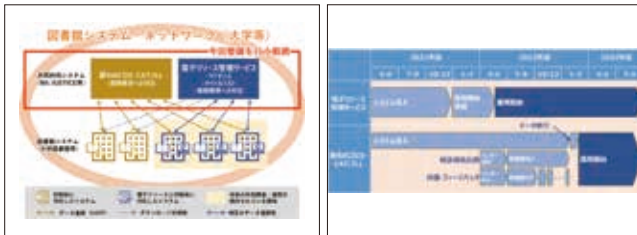
#### 板倉 陽一郎

2002年慶應義塾大学総合政策学部卒、2004年京都大学大学院情報学研究科社会情報学専攻修士課程修了、2007年慶應義塾大学法務研究科(法科大学院)修了。2008年弁護士(ひかり総合法律事務所)。消費者庁出向(消費者制度課個人情報保護推進室政策企画専門官)を経て、2016年4月よりパートナー弁護士。2018年5月より国立情報学研究所客員教授。



## ニュースリリース

- 2021/07/16 人文学・社会科学総合データカタログ「JDCat」運用を開始 ー研究・教育、政策立案の分野で活用できる人文学・社会科学データを検索可能に
- 2021/07/13 「富岳」を使ったゲリラ豪雨予報 ー首都圏で30秒ごとに更新するリアルタイム実証実験を開始ー
- 2021/07/01 AI動画・音声を研究するシンセティックメディア国際研究センターを新設 ーAI動画の生成、フェイクメディアの検知、メディアの信頼性確保の研究を推進ー
- 2021/06/17 大学図書館向け学術情報システムを36年ぶりに一新 ー学術資料のデジタル化に対応した目録所在情報サービスを2022年から順次運用開始



クラウド環境や、電子リソースと印刷体を区別なく扱うことのできるシステムを利用した、新たな図書館システム・ネットワーク図(左)と運用開始までのスケジュール予定(右)

- 2021/06/16 NIIオープンハウスで情報学によるCOVID-19研究を連続プレゼン ー国立情報学研究所オープンハウスは6月18日(金)、19日(土)にオンライン開催ー
- 2021/05/31 小中高校のDX化課題を堀田龍也 東北大教授とNII所長がオンライン対談ー国立情報学研究所オープンハウス基調講演でデータ駆動型教育とGIGAスクール構想を語るー



オープンハウス基調講演における、東北大学大学院情報科学研究科教授堀田 龍也 氏(右)と国立情報学研究所長 喜連川 優(左)による対談

- 2021/05/26 計測誤差があるセンサーを使っても安全に動くように 制御ソフトウェアを自動で変換する手法を開発 ー「誤差はないものとする」理想上の設計で現実を安全にー
  - 2021/05/25 国立情報学研究所オープンハウスでプログラミング的思考を学ぼう ーオンライン会場、豊橋、姫路、浜松でコンピュータサイエンスパークを6月19日に開催ー
  - 2021/04/27 より具体的な条件設定のホスト-スイッチグラフ部門を新設!ー未来スパコンのネットワーク構成を発見するコンペ「グラフ ゴルフ」を復活して開催
- ★応募受付は2021年10月11日(月)まで!
- 2021/04/13 理化学研究所と国立情報学研究所との連携・協力に関する協定締結
  - 2021/04/12 テストが難しいシミュレーション設定を自動で見つける技術を開発 ー自動運転が直面する「多様な状況」の設定を自動探索ー

## 受賞

- 2021/08/03 鈴木 親彦 特任研究員/ROIS特任助教(データサイエンス共同利用基盤施設 人文学オープンデータ共同利用センター)の論文が情報処理学会 2021年度山下記念研究賞を受賞
- 2021/07/22 河原林 健一 教授(情報学プリンシプル研究系)らの論文がファルカーソン賞を受賞
- 2021/06/21 飯野 なみ 特任研究員(情報学プリンシプル研究系)らの論文が人工知能学会 2020年度研究会優秀賞を受賞
- 2021/06/21 坂井田 瑠衣さん(元NII外来研究員)の論文が人工知能学会 言語・音声理解と対話処理研究会(SLUD)第89回研究会の研究会優秀賞を受賞
- 2021/06/15 計 宇生 教授(アーキテクチャ科学研究系)らの論文がThe IEEE Communications Society Outstanding Paper Awardを受賞
- 2021/06/08 橋爪 宏達 教授(アーキテクチャ科学研究系)らの論文が2020年度 情報処理学会 論文賞を受賞
- 2021/04/30 加藤 集平さん(総研大情報学専攻2021年3月博士課程修了(山岸研究室))の論文が卒論OPEN AWARD 2021の優秀賞を受賞

## NII情報

■2021/08/30 AIくずし字認識アプリ「みを(miwo)」を公開

■2021/08/24 プレンディングラー・ヘルムト教授による高校での特別授業を実施



都立多摩科学技術高等学校にてオンライン特別授業をおこなったプレディングラー教授(左)と人工知能を使ったドローンの活用について「Drone×AI」と題した講演スライド(右)

■2021/07/12 「日本語多話者オーディオブックコーパス(J-MAC)」提供開始

■2021/07/28 国立情報学研究所 2021年度 要覧(日本語版)を刊行

■2021/06/17 「日本語単一話者オーディオブック・紙芝居朗読音声コーパス(J-KAC)」提供開始

■2021/06/01 「工学院大学 多用途型日本手話言語データベース(KoSign)」提供開始

■2021/05/06 広報誌 NII Today 第91号「NII Research Data Cloud 本格始動へ」を発行

■2021/04/09 国立情報学研究所 2021年度 概要(日本語版)を刊行

■2021/04/07 「NII SEEDs 2021～情報学によるイノベーション創出と未来価値創成」を発刊

## イベント [www.nii.ac.jp/event/2021](http://www.nii.ac.jp/event/2021)

■2021/08/20 第38回 大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム「教育機関DXシンポ」

■2021/07/30 第37回「教育機関DXシンポ」

■2021/07/17 坂内正夫先生の思い出を語る会

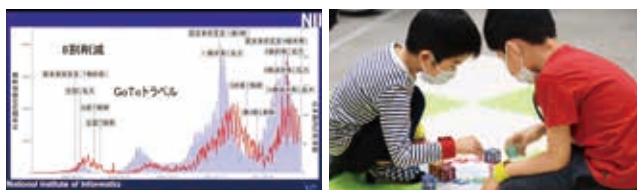
■2021/07/09 第36回「教育機関DXシンポ」

■2021/07/06-08 国立情報学研究所 学術情報基盤オープンフォーラム 2021

■2021/06/25 第35回「教育機関DXシンポ」

■2021/06/19 総合研究大学院大学 複合科学研究科 情報学専攻 大学院説明会

■2021/06/18-19 国立情報学研究所 オープンハウス2021(研究成果発表・一般公開)



6/18「COVID-19関連研究X連発」からNII水野 貴之 准教授による「人流で振り返るコロナ2020」(左)と6/19コンピュータサイエンスパーク初級編にて「九九サイコロ」に挑戦する参加者

■2021/06/14-19 Japan Open Science Summit (JOSS2021)

■2021/06/11 第34回「教育機関DXシンポ」

■2021/05/28 第33回「教育機関DXシンポ」

■2021/05/14 第32回「教育機関DXシンポ」

■2021/04/23 第31回「教育機関DXシンポ」

(以上オンライン・イベント)

## 新刊案内

『ビッグデータが拓く医療AI』(情報研シリーズ24)

国立情報学研究所・  
医療ビッグデータ研究センター編  
佐藤 真一 他著

AIを医療分野に応用し、サービス水準を維持、向上するために重要なのが研究プラットフォームの整備、運用です。本書では、AIの歴史をひもとく、我が国の研究プラットフォームについて解説しつつ、医療AIの課題と解決へ向けた研究動向を紹介します。ISBN 978-4-621-05390-4 (C0355)

2021年10月発売予定



## ご意見募集中!

NII Todayリニューアル! 今後さらなる誌面向上のため、本誌に対する皆様のご意見を下記URLまたは左のQRコードより、お寄せください。お待ちしております。

[www.nii.ac.jp/today/iken](http://www.nii.ac.jp/today/iken)

情報犬ビットくん (NIIキャラクター)



## Essay

## 顔見知りの町と、愛称を呼ばれるスピーカー

岡田 仁志 OKADA Hitoshi

国立情報学研究所 情報社会関連研究系 准教授  
総合研究大学院大学 複合科学研究科 准教授

もう十数年も前のことだが、地域通貨を運用する人々を参与観察の手法で調査していた時期がある。地方のある町では、公的なIDカードを利用した電子地域通貨を計画していると聞き、さっそく地元の大学の先生と現地を訪れた。

深い森に囲まれた自然豊かな町を案内してくれたのは、役場で国のプロジェクトを担当する地元育ちの方であった。電子地域通貨を利用できる予定の店舗や、実験に参加する施設を視察して回る。ふと疑問に思った。公的なIDカードは大都市圏でも交付が始まったばかりで、いまだ保有率は低い。果たして、この町の保有者数はどのぐらいか。

「そうだなあ、課長と、自分と、きよたか君と。あとは、塾の先生だな。うん、間違いなし」と、思いのほか正確な回答が返ってきた。それって、誰がカードを持っているのか、役場の人はみんな知っているのかと問うと、その通りだという。「さっきの牧場の牛の

名前も、みんな言えるよ。この辺りじゃあ、カードを持ってなくても困ることはないかな」と。

どうやっても匿名化できない社会がそこにあった。人々は互いに顔見知りであって、対面で行われる経済活動の大半が実名である。苗字では重複も多いので、きちんとフルネームで覚えている。役場に戻ると、カードを持つという課長さんと、きよたか君が迎えてくれた。若き担当者は、職場の誰からも親しげに名前を呼ばれていた。

あれから時は過ぎて、世の中には、親しげに愛称を呼ばれるスピーカーが増殖している。人々の音楽の趣味や買い物の傾向をよく知っていて、人が自発的には思いつかないようなものを勧めてくる。かつて地域コミュニティが共有していた町の記憶は、巨大なプラットフォームが蓄える知恵へと置き換わる。

親しげな呼びかけを心地よいと受け止めるか、私生活へのインベーダーだと捉えるかは、人によって異なる。

実のところ、自分に関する事柄をどれだけ他者に預けるかは、何のためにデータを集めるのかというコンテキストに依存することが知られている。

人が行動を選択するときには、複数の要素を秤にかけ、意識下で重みづけをする。その過程を可視化するコンジョイント分析という手法がある。いくつかの調査を実施したところ、特定のプレイヤーを利するための行動には与しないが、公共の利益のためには協力を惜しまないグループの存在が浮かび上がってきた。

自己に関わる情報を誰に預けるべきか。それは他者との関係性によって決まる。地域のコミュニティは顔の見える安心感を表現し、遠くのプラットフォームは仮面の舞台を演出する。

のどかな牧場の風景と、よく喋るスピーカーは、対照的な二つの未来を暗示する。法と技術とトラストの研究は三位一体となって、少し先の社会を描こうとしている。

(文中の登場人物は仮名です。)

情報から知を紡ぎます。

NII

国立情報学研究所ニュース NII Today 第92号 令和3年9月(2021年)

発行 | 大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構 国立情報学研究所  
〒101-8430 東京都千代田区一ツ橋2丁目1番2号 学術総合センター

本誌についてのお問い合わせ | 総務部企画課 広報チーム

TEL | 03-4212-2028 FAX | 03-4212-2150

EMAIL | kouhou@nii.ac.jp

発行人 | 喜連川 優 編集委員長 | 河原林 健一 監修 | 佐藤 一郎  
編集委員 | 池畑 諭、金子 めぐみ、込山 悠介、竹房 あつ子、水野 貴之(五十音順)  
外部編集員 | 田井中 麻都佳、

池田 亜希子 / 片寄 正史(サイテック・コミュニケーションズ)

デザインDTP | 倉橋 弘(マツダオフィス) 表紙イラスト | 市村 謙

この印刷物は、FSC®(森林管理協議会)認証材を使用し、有害な廃液を出さない「水なし印刷」、揮発性有機化合物(VOC)成分を含まない環境に配慮したNon-VOCインキを採用しています。

